

改正案	現行
<p>（大都市の特例）</p> <p>第四十条 第二十七條第一項及び同條第二項において準用する第七條第二項から第四項までの規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、指定都市の区域内にある農地又は採草放牧地に係るものについては、当該指定都市が処理するものとする。この場合においては、この政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。</p> <p>（農業委員会に関する特例）</p> <p>第四十一条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三條第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会が置かれていない市町村についてのこの政令（第三十一条及び第三十三條を除く。以下この条において同じ。）の適用については、この政令中「農業委員会」とあるのは、「市町村長」とする。</p> <p>（削る。）</p> <p>（特別区等の特例）</p> <p>第四十二条 （略）</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第四十三条 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（農業委員会に関する特例）</p> <p>第四十条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三條第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会が置かれていない市町村についてのこの政令（第三十一条及び第三十三條を除く。以下この項において同じ。）の適用については、この政令中「農業委員会」とあるのは、「市町村長」とする。</p> <p>2 農業委員会等に関する法律第三條第二項の規定により二以上の農業委員会が置かれている市町村についてのこの政令の適用については、この政令中「市町村の区域」とあるのは、「農業委員会の区域」とする。</p> <p>（特別区等の特例）</p> <p>第四十一条 （略）</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第四十二条 （略）</p>